

井原市簡易専用水道取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、簡易専用水道の管理を適正に保持するために必要な事項を定め、建築物等に衛生的で安全な水の供給を確保し、もって、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規制の対象)

第2条 この要領における簡易専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に定めるものとする。

(届出)

第3条 簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる事項について、市長に届け出なければならない。ただし、簡易専用水道の設置に関し、水道事業者に提出する場合は、この限りではない。（以下この条において同じ。）

(1) 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置届（様式第1号）に簡易専用水道設置票（以下「設置票」という。）を添えて速やかに届け出るものとする。

(2) 届出事項を変更したときは、簡易専用水道変更届（様式第2号）を、主要な設備（水槽、ポンプをいう。）を変更したときは、同様式に設置票を添えて、速やかに届け出るものとする。

(3) 廃止したときは、簡易専用水道廃止届（様式第3号）を速やかに届け出るものとする。

(水道事業者)

第4条 水道事業者は、設置者に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 施設の適正管理、法第34条の2第2項の規定に基づく検査（以下「法定検査」という。）の受検について、指導、助言等を行うものとする。

(2) 前号に基づく指導、助言等にもかかわらず、改善が見られない場合には、市長に通報するものとする。

(3) 前条の規定による届出について、指導、助言等を行うものとする。

(4) 前条の規定による届出を受けたときは、遅滞なく市長に送付するものとする。

(管理の基準)

第5条 設置者は、次に定める基準に従い、維持管理を行わなければならない。

(1) 水槽の掃除は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）により知事の登録を受けた者により、1年以内ごとに1回、定期に行うものとし、その記録は、貯水槽清掃作業報告書（様式第4号）を標準的なものとして、作業を行った者から徴収すること。

また、消防用と共用されている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ現地消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。

(2) 水槽の点検は、原則として毎月1回定期に行い、必要に応じて有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する措置を講ずるものとし、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある緊急の事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたと

きは、地方公共団体の機関及び法第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者並びに建築物衛生法に基づき知事の登録を受けた者により、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。

(4) 給水栓における水から遊離残留塩素が検出されるよう努めるとともに、7日ごとに1回、残留塩素を測定すること。

(5) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、市長へも連絡すること。

(6) 給水用防錆剤を使用する場合は、建築物衛生法関連の通知に定められた使用基準に準ずること。

(7) 簡易専用水道維持管理表（様式第5号）に管理の状況を記録し、及び水槽の掃除の記録や法第34条の2第2項に規定する検査に関する記録とともに3年間保存すること。

2 設置者は、次に掲げる図面を備えておかなければならない。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(管理者の選任)

第6条 設置者は、当該水道の管理を担当させるため「管理者」を置かなければならない。ただし、自ら管理者となることを妨げない。

(検査の内容)

第7条 法定検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）が行うこととし、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）により行うものとする。

2 登録検査機関への法定検査を依頼するときは、簡易専用水道施設定期検査実施依頼書（様式第6号。以下「実施依頼書」という。）により行うものとする。

3 建築物衛生法が適用される建築物に設置されている簡易専用水道の法定検査で、書類検査の受検を登録検査機関に依頼するときは、前号の実施依頼書に、簡易専用水道施設書類検査提出書類（様式第7号その1、その2）を添えて行うものとする。

(登録検査機関との連携)

第8条 市長は、簡易専用水道施設の適正管理、法定検査の受検等を把握するため、定期的に登録検査機関と連絡して対処するものとする。

(立入検査等)

第9条 簡易専用水道の管理の適正を確保するため、市長は、次のとおり立入検査、指導を行うものとする。

(1) 設置者に施設の適正管理、法定検査の受検について、指導を行うこと。

(2) 第7条の規定による検査の結果、問題があり、設置者からその旨の報告を受けたときは、関係する水道事業者と連携して速やかに立入検査を行ない、改善の指導を行うこと。

(3) 水道事業者からの通報で、改善を要する事項があると確認したときは、設置者に対し、改

善の指導を行うこと。

(4) 設置者が再三の改善指導等に従わないときは、期間を定めて法第36条第3項に基づき、簡易専用水道改善指示書(様式第8号)により、必要な措置を講じる旨の指示を行うこと。

(5) 設置者が前号の指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認められたときは、法第37条に基づく給水停止命令書(様式第9号)を行うこと。

なお、給水停止命令を行うに際しては、事前に水道事業者、消防機関に通報すること。

(水道事業者との連携)

第10条 市と水道事業者は、施設の把握及び管理に対する指導等について、連携して対処するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。